

<p style="text-align: center;"><b>請求の趣旨</b></p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{ <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する  <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで  <input type="checkbox"/> 令和 の割合による金員</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 上記金額に対する  <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{ <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 } から支払済みまで  <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日</p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>紛争の要点 (請求の原因)</b></p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんで、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年 (2010年) 1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する (甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である (甲2) 。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年 (2013年) 12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年 (2014年) 1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>被告は平成25年 (2013年) 1月、2年の契約期間で、中西さんが当時看護部次長を務める国家公務員共済組合連合会水府病院と共同研究を行った (甲3) 。その代表者は坂本和一准教授 (生命環境系) である。当時『筑波大学新聞』編集部長であった株式会社読売新聞東京本社記者の原啓一郎さんは「ガラクトタンは体内で脳のエネルギーとなる『ガラクトース』という糖質に変化するが、このガラクトースは脳を動かすために必要不可欠なものだ。」と書いた (甲4) 。准教授は原告に対し、この件で「問題ありません。」と答えていた。問題発覚直後、原さんは「STAP細胞事件で騙された記者の気持ちがよくわかります。こちらで調べますから、あとは任せてください。」と原告と中西さんに約束したが、返事は一切なかった。その後、准教授は「つくば国際戦略総合特区」で里芋を常陸大黒、奥久慈茶・猿島茶と並ぶ「茨城県地域食資源」と称するなど他の「メディアを使った研究不正」も判明した。被告にも何度も抗議したが、ゼロ回答が届いたのは令和3年 (2022年) 1月である (甲5) 。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>添付書類</b></p>	<p>甲1 : 脳響水とそのネーミングについて (2012年9月、2013年3月)          甲2 : 脳響水をめぐる報道について (2012年2月26日、2011年12月19日)          甲3 : 国家公務員共済組合連合会職員広報誌『連合会だより』の記事 (2013年2月)          甲4 : 動画ファイル (.mp4) 「いばキラTV」 (2013年3月24日)          甲5 : 被告からのメール (2021年1月6日)、『筑波大学新聞』の記事 (2013年4月1日)</p>